

## 決算審査特別委員会 第2号

令和元年9月25日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

### ○出席委員（10名）

1番	木村輔宏君	2番	逢見輝続君
3番	真貝政昭君	4番	寶福勝哉君
5番	梅野史朗君	6番	高野俊和君
7番	岩間修身君	8番	山口明生君
9番	工藤澄男君	10番	堀清君

### ○欠席委員（0名）

### ○出席説明員

町長	貞村英之君
副町長	佐藤昌紀君
教育長	石川忠博君
総務課長	松尾貴光君
総務課主幹	佐藤亘君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	細川正善君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	本間克昭君
財政係主査	人見完至君

### ○出席事務局職員

事務局長	三浦史洋君
議事係長	澤口達真君

開議 午前 9時52分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

それでは、1款議会費、50ページから51ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、52ページから79ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 初めに、63ページの13節の委託料で屋根の雪おろし委託料がありますけれども、これはやむを得ず行っていることだと思っておりますので、当然予算にはありませんけれども、この5万4,000円というのはこれ30年度、何件分かかりますか。

○総務課長（松尾貴光君） 1件分でございます。能登屋旅館の分でございます。

○6番（高野俊和君） その下に同じく15節で工事請負費で空き家解体工事請負費があります。これも昨年も136万ほど出ておりましたけれども、今年度237万ほどありますけれども、この解体は何件になるかかりますか。

○総務課長（松尾貴光君） この空き家の解体については、役場の近くの民家、中央旅館の隣の民家を解体するための経費でございます。

○6番（高野俊和君） これらのやむを得ずやるケースにつきましては、昨年もお話いただいたのですが、持ち主がわかった場合には持ち主に請求をするということでありましたけれども、

それに応じていただいたということはありませんか。

○総務課長（松尾貴光君） 高橋さんの分については請求しております。ただし、亡くなられました。ですので、相続人のほうが相続放棄するですとか、債権放棄するですとかと今弁護士と手続をとっているところかと思えます。

○6番（高野俊和君） このケースは毎年少しずつふえていくのではないかと思いますけれども、請求をするということもかなり厳しいことだと思いますけれども、その方向は進めてもらいたいというふうに思っております。

次に、73ページのふるさと納税の贈呈品の事業委託料ですけれども、これ予算より1,000万ほど少なくなっておりますけれども、ということはそれだけふるさと納税の基金が少なくなるということだと思いますけれども、この1,000万ぐらいというのは町では予定していた範囲なのでしょうか、それともちょっと痛いという金額なのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 予定していたかどうかとなると、大体12月終わって、1月に入ってくると寄附の件数が少なくなってくるので、その時点では決算見込みとしては減るだろうというような予定はしておりました。それが痛いかどうかと聞かれますと、やっぱり減っていますので、痛いということにはなりません。

○6番（高野俊和君） このふるさと納税の基金は、子育て支援などにもかなり使っていると思うのですが、子育て支援やその他に大きい影響が出るということはないのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 子育て支援とかに充てている財源は、これまで積み立てた分でやっておりますので、とりあえず当面は大丈夫です。

○3番（真貝政昭君） 59ページの自動車保険料です。それで、本表の202ページ、203ページに物品で乗用車等の財産が載っていますけれども、これと連動することになると思いますけれども、自賠責と、それから任意保険、入っていると思うのですけれども、慰謝料保険等も含めてそういう区分けというのは説明できますか。

○総務課長（松尾貴光君） そのような細かい資料については、持ち合わせてございません。

○3番（真貝政昭君） それでは、具体的に聞きますけれども、福祉バスです。これの任意保険、入っていると思いますけれども、保険会社と、それから内容について述べることはできますか。

○総務課長（松尾貴光君） 全国町村会の保険に入っております。任意保険の内容につきましては、今詳細な資料持っておりませんので、お答えすることはできません。

○3番（真貝政昭君） その下のほうになりますけれども、複合庁舎の公募型プロポーザルに当たります。あらあら基本設計、総務費の中でやったということなのだと思いますけれども、平成30年度見ましてもそのような項目が見受けられませんけれども、どこにありますか。

○総務課長（松尾貴光君） 30年度につきましては、基本設計に向けた準備の作業をしていたところでございます。ですので、地質調査、用地の測量等、これらについては準備経費ということでございます。

○3番（真貝政昭君） これらの載っている委託料の中で始末したということなのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 質問の意図が全くもってよくわからないのですが、庁舎に関連してや

った各種調査というのは、先ほど申しましたとおり、地質調査、用地確定測量等基本設計に向けての準備をした調査を行ったところでございます。

○3番（真貝政昭君） ことしの3月の予算、議会の最中に行われた全員協議会の中であらあらの、完全とは言えないけれども、基本設計やりましたよと。その財源については、総務費の中でやりましたと。だから、公募型プロポーザルの前に、スケジュール表が出てきましたけれども、その中でもう既に、大成に最終的に決まったのですけれども、大成が設計した配置図面が提示されて、その形そのものが後に出てくるわけですけれども、そのことを言っているのです。総務費の中でやったということなので、どこにあるのかなと思って、聞いている次第です。

○総務課長（松尾貴光君） 基本設計に係る経費につきましては、繰越明許費を設定いたしまして、31年度まで繰り越して基本設計の策定作業を行っております。ですので、30年度中に決算しておりません。ですので、ここには載ってこないということでございます。

○3番（真貝政昭君） わかりました。31年度に入っているということですね。

引き続き質問します。71ページです。負担金、地方振興費です。10目です。古平町開町150周年記念事業補助金で、この中で桜の植樹をやりましたよね。これの内訳わかりますか。

○総務課長（松尾貴光君） 植樹祭にかかった経費につきましては、おおよそ87万円ほどかかっております。

○3番（真貝政昭君） 植樹後の冬を越した、ことし見てきたのですけれども、かなり雪でやられまして、健全な状態を保っているのが余り見られなかったということなのですけれども、その被害状況というのはわかりますか。

○総務課長（松尾貴光君） 維持管理する上で調査はしておりますが、その詳細な資料については資料要求もございませんので、持ち合わせてございません。

○3番（真貝政昭君） 植樹祭なので、産業振興課のほうを担当だと思いますので、わかりますか。

○産業課長（細川正善君） 7月の末に調査しております。150本植えて、森林組合の職員と一緒に見に行きました。森林組合の職員にも意見を聞きながら見たのですが、150本植えたうち32本、これはもう死んでいるだろうと。15本、これはどっちつかず、人間の手で植えた植樹なので、取りかえるというか、補植したほうがいいねというのが15本です。ただ、野生に、野生という言葉が適当かどうかなのですけれども、普通に野生に生えているものであれば補植とかはしないというようなどっちつかずの状態が15本ということで、死んでいるというのが32本、どっちつかずが15本というところですよ。

○3番（真貝政昭君） 3分の1が大体死んでいるという状況だと思います。今後なののですけれども、このままでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 現時点の予定では、今植わさっている桜が活動しなくなる、寒くなる11月の時点で死んだ分について補植、植えかえする予定であります。

○3番（真貝政昭君） 費用は、どれくらい予定していますか。

○産業課長（細川正善君） 済みません。31年度の予算になるのですけれども、おおよそ30万ぐらいを予定しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、80ページから101ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 91ページの19節、負担金及び交付金のところで、ここにも高齢者の雪おろしの助成金が出ております。予算は60万ほどだったのですけれども、これ3万円と大変金額的にはかなり差があるのですけれども、この制度受けるには介護認定とか必要でしたでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） この雪おろしの対象者は、普通の除雪であれば障害を持った方ということになるのですが、屋根の雪おろしは高齢者であれば誰でも大変だろうということで75歳以上の非課税、あと障害など認定持っている方の非課税者ということになっております。

○6番（高野俊和君） それで、30年度はこの60万の予算が3万円しか使わなかったということは何か大きな事情あるのでしょうか。何件分だったのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実績としましては、1人2回まで1万円の2回までできますが、実績は3人の3回分ということと、あと今回は暖気が続いて、雪がたまった時点で解けたりということと、あと去年実績14回あるのですけれども、その方が長期入院だとか転出ということで対象者が減ったものと思われまます。

○3番（真貝政昭君） 101ページになります。国民年金なのですけれども、保険料の納付率というのはわかりますか。

○委員長（岩間修身君） 真貝委員、ここに入っていないので。

○8番（山口明生君） 81ページの役務費なのですが、身元不明者死体検案料というのが1万円あるのですけれども、これについてちょっと中身を教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 平成30年の秋ごろだったと思うのですけれども、海岸に身元不明の足の骨の、大腿骨の一部が揚がりました。警察から連絡がありまして、こういう状況になると揚がった市町村で処理するのが妥当ということで古平町に伺いが来まして、処分してくださいということで依頼がありまして、処分するに当たってもこの死体検案書をつくってもらわなければ火葬もできません。白骨化した骨ではあったのですけれども、死体検案書をつくってもらうために役務費に計上して、処理したものでございます。

○1番（木村輔宏君） 監査の立場で聞きづらいので、私余り質問したくないのですが、91ページの、先ほどちょっとある委員さんから出た高齢者の屋根の雪おろし助成金というやつ、これ宣伝というか、広報か何かでこういうものありますよということをするれば、おろしてほしい方が結構いると思うのですけれども、そういう宣伝になるのか、どういう方法考えてございますか、それとも3万円というのは予算で、それ以上は出しませんということになるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらの周知方法としましては、元気プラザだよりで周知しました。それだとケアマネジャーだとか弱者に対して必要があればということで、本来自分の財産ですので、自分で守っていただくというのが大原則ですので、大きなPR等はありませんが、元気プラザだよりのほうで周知しておりました。

○9番（工藤澄男君） 91ページの委託料の除雪サービス委託料なのですけれども、ここに68万ほどのっておりますけれども、確か予算では百二、三十万出ていたと思うのですけれども、その差額というのはどういうことになったのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実績としましては42名の登録でして、玄関前22回、玄関横4回ということで出動しております。予算との差額としましては、除雪回数なり雪の量が少なかったということになります。

○9番（工藤澄男君） 次に、95ページの賃金の部分で、代替保育士賃金ということで110万ほどのっておりますけれども、たしか30年度の予算では550万ほど何かのっていたような記憶があるのですけれども、その辺ちょっと聞かせてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 代替保育士の賃金につきましては、予算を30年度550万ほど見ておりました。ですが、臨時保育士を雇用したこともあって、代替保育士については実質4人で動かしておりましたが、代替保育士は職員の年休ですとか正職員のかわりに入る業務でしたが、思ったよりも使う回数が少なかったということです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、102ページから113ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 103ページです。負担金補助及び交付金の下段になります。在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金ですけれども、これについて説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） この補助金内容としましては、家で在宅酸素を使っている方の電気代の補填をしましょうという制度でありまして、電気、酸素濃度の必要量におきまして月500円から1,000円の補助をしているもので、対象者は5名おりました。

○3番（真貝政昭君） 自宅にいる場合と、それから出かける場合とで、出かける場合は携帯のボンベを使うのですけれども、電気代がかかると思いますが、実際その対象者の方たちの経済的な負担というのはどのようなものなのか把握していますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 電気代の負担としましては、今の助成と道が助成している分で十分かと思いますが、酸素の携帯用ボンベだとかにつきましては障害者ということで医療保険適用になっていますので、そんな大きな負担でないかと思えます。

○3番（真貝政昭君） もう少し具体的に聞きたいのですけれども、1名の方とたまたまお会いしたときに1カ月のお金の負担が8,000円くらいというふうに聞いているのです。それが電気代なのか、酸素使用の保険適用になる自己負担分なのかということなのですけれども、そこら辺わかりますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） その方が何を言っているのかわかりませんが、課税、非課税だとかで一部負担金が1割の方だとか、外来診療が8,000円までだとかという区分認定もありますので、その方の医療保険、あと課税状況等によりまして8,000円の根拠は、電気代ではなくて医療費として払われる分ではないかなと思えますが、ちょっとその方の8,000円の趣旨がわからないの

で、何とも回答できません。

○3番（真貝政昭君） 電気代についての助成制度というのはあったように思うのですが、ありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） この今の酸素濃縮機器使用助成金というのは、電気代に対する補助でございます。

○3番（真貝政昭君） 今千葉で大規模な停電で長期間続いていますけれども、停電時のこの方たちの対応というのはどういうふうになるのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 停電の規模によりますけれども、今回はうちで把握している分の方に電話をかけまして、携帯用ボンベを業者のほうから調整するお手伝いをさせてもらいました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款労働費、114ページから115ページについて質疑を許します。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 115。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款農林水産業費、116ページから123ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 119ページの農業次世代人材事業の補助金でありますけれども、19節の負担金及び補助金ですけれども、これ150万ありますけれども、これ1人分だと思えますけれども、古平町としてはこの事業の募集期間みたいなものは何年とかある程度あるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） この事業なのですけれども、国の補助金をそのまま新規就農者に簡単に言うとトンネルしている事業であります。ですので、古平町が事業を募集しているとかではなくて、新規就農者が出たときにお渡しする補助金ということになります。

○6番（高野俊和君） システムはわかりましたけれども、古平町は希望としてはどのぐらい古平町に入り込んでもらって、どのような農業を希望しているとかというのはありますか。

○産業課長（細川正善君） 委員おっしゃっているのは、古平町にどれだけ新規就農者が入れればいいかというようなことだと思うのですが、それは入れば入るほど人口もふえますので、いいのではないかと思いますし、現在古平町にある農地で遊休農地というか、それを解消できるだけ入っていただければいいので、多ければ多いほどいいと思います。

○6番（高野俊和君） こういうような農業希望しているというような、そういう理想のあれは別に古平町としてはないのですか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款商工費、123ページから127ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 産業課でかかわっている京極町との広域連携ですけれども、職員を派遣して、京極町に水産物の加工品の物品販売やっていますでしょう。平成30年度の実績といいますか、それを説明できますか。

○産業課長（細川正善君） 京極町との交流でやっているイベントなのですけれども、京極町のしゃっこいまつりに古平町の業者、30年度は業者1店舗が行きまして、そこで古平町の特産品などをPR、販売したということです。幾らぐらい売り上げがあったとかというのは現在ちょっと手元にありませんので、お答えすることはできません。

○3番（真貝政昭君） せつかく28年度から続けていることなのですから、京極町は古平のロードレースの時期に来られて、物を販売しているようなのですけれども、交流するのであれば、実際に公務としてやっているわけですから、実績といいますか、そういうのをやはり決算の時期に知らせるべきだと思うのです。また、項目を見ても不確かな、何やっているのだという状況なものですから、やはり議会としても町のそういう動きを把握する必要があります。ちなみに、職員派遣は何名されていますか。

○産業課長（細川正善君） 3名です。

○6番（高野俊和君） 127ページに、指定管理料なのですけれども、13節の委託料で温泉ポンプ交換分とありますけれども、これ29年度に温泉ポンプの取りかえ工事で950万ほどありましたけれども、これとは全く別物なのではないでしょうか。

○産業課長（細川正善君） まず、結果から言いますと違うものであります。今回のポンプの交換なのですけれども、これは各浴槽にたまったお湯を送るためのポンプ、地下からくみ上げるポンプではなくて、それが29年度のポンプの取りかえなのですけれども、今回は源泉槽にたまったお湯を各浴槽に送るためのポンプの交換です。

○6番（高野俊和君） 指定管理でありますけれども、軽微な交換やその他に関しましては話し合っていて、古平町で受け持つ分、それと指定管理で受け持つ分とあると思うのですけれども、こういう軽微な交換などでも古平町が持つということになるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 温泉、旅行村で扱いが違うのですけれども、まず委員おっしゃっているのは温泉だと思いますので、温泉についてお答えいたします。

温泉の場合は、修理代が20万円以上の大規模なものが出た場合には協議して、ほとんどが町が負担することになりますが、20万円以上は町と。20万円より小さい金額は、指定管理者が負担することになります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、128ページから135ページまで質疑を許します。

○10番（堀 清君） ページ数が131ページの11番の需用費なのですけれども、これ官貸車の修

理代だと思うのですけれども、これは大概地元の整備屋さんに出していると思うのですけれども、具体的にどこにどれだけというような形の中、報告できるのであれば報告してもらいたいと思います。

○建設水道課長（高野龍治君） この修繕料に関しましては、委員おっしゃるように官貸車の修繕料とか、あと車検代でございます。町内の3社の業者、それとちょっと町内業者では直せない緊急的な修理もありましたので、全部で4社かかわっております。業者ごとにちょっと言いますと、まず18年に購入した小型ショベルに関しましては1年点検でまず31万、それと緊急修理で29万1,000円、それがまず池内さんになります。23年の除雪ドーザーの点検ですね。これが46万1,000円、これがOGさんになります。それと、緊急修理、3万6,000円ほどやっておりますが、それが和信さんになります。26年のドーザーで、これも点検やっておりますが、45万5,000円、これはOGさんになります。27年のドーザー、これも点検ですが、28万円ほどかかっておりまして、和信さんになります。23年のロータリー、装置ですね。その整備が164万、これが池内さんになります。26年のロータリー装置、この整備が25万円と。これが和信さんになります。26年のロータリー装置につきましては、緊急修理もちょっとしてございまして、それがメーカーのほう、川崎のほうに出しておりますが、37万1,000円ということでございます。

○10番（堀 清君） 細部的なもの今報告してもらったのですけれども、これで全部合計するところの修繕料ということになるのかな。ちょっと今俺電卓ないから、わからないです。

○建設水道課長（高野龍治君） これが決算書に記載されている409万3,000円になります。

○10番（堀 清君） このことというのは、俺結構毎年のように言っているのですけれども、結構要するにこの金額というのはそんなに変わっていないのです。だから、そういう中でその年、その年で結構特殊な事情というものが出た中で金額がそんなに変わっていないという形ですので、そこら辺、今の状況で地元業者を使っているというのは当然それはいいことなのですけれども、結果的には要するに次年度整備ができなくなるような業者さんもありますので、前回のときも議会の中でも言ったのですけれども、そこら辺は結構除雪の場合はやっぱり緊急を要しますので、そこら辺ちゃんと計画した点検整備ができるような形をつくってもらいたいと思います。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 133ページの13節委託料のこの河川維持業務委託料なののですけれども、この河川というのはどこの河川の部分を差しているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この河川維持委託料87万ほどありますけれども、これにつきましては丸山川の防護柵、春に設置して、秋に撤去するというものがほとんどこの費用で賄われております。

○9番（工藤澄男君） その下にあります工事請負なののですけれども、河川維持工事請負と載っておりますけれども、この河川工事はどこの場所を行ったのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 3カ所ほど事業実施してございまして、丸山川の河床、川底の土砂掘削、それとチョペタン川の河床の土砂掘削、それと冷水川の河床の土砂掘削、この3カ所実施しております。

○3番（真貝政昭君） 135ページです。工事請負費で公営住宅の除去工事請負費が出ています。当初予算では清川団地5棟10戸、清丘団地7棟14戸で、予算が2,400万となっていますけれども、実績の内訳を説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） 戸数に関しましては、予算で提示しておりました清川団地5棟10戸、それと清丘団地7棟14戸、この数量は変わっておりません。予算は、予算組むときは当然次年度の労務費とかさまざまアップしたり、そういったことも加味しておりますので、発注ベースではちゃんと積算して、その当該年度の単価を用いて発注するわけなので、その辺の予算と、あと発注ベースの金額というのは当然開きはあるものと考えております。

○3番（真貝政昭君） 単純に戸数、10戸と14戸、合計24戸ですけれども、決算の約1,940万を24戸で割りますと、1戸当たりの結果ですけれども、単価が出ますけれども、どれくらいになりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 80万円ほどになります。

○3番（真貝政昭君） 大体入札結果からするとあの手の解体工事は1戸当たり80万から100万くらいというふうに予算規模を見て目算しておけばよいということですね。

それから、下段の負担金補助及び交付金で住宅リフォーム等支援補助金、住宅取得支援補助金、共同住宅家賃支援補助金が決算されています。当初予算では、住宅リフォームが490万、それから住宅取得支援補助金が250万、それから共同住宅家賃支援補助金が36万というふうになっていたのですけれども、上の住宅リフォーム等はまずまずちょっと近いあれなのですけれども、住宅取得支援補助金や家賃支援補助金がかくんと少ないようなのですけれども、結論ですけれども、決算の状況と当初予算から見て思惑がずれた分、どのように判断しているのか説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） あくまでも補助金ですので、今まで住宅取得支援補助金につきましては過去の実績等を踏まえて、多分このぐらいあるのであろうということで予算見積もりしております。そのときの予算立てたときの……当初は中古住宅5件当初予算で組んでおりました。共同住宅の支援補助金につきましては6件で予算組んで36万ということです。決算につきましては、あくまでも中古住宅の購入者が申請して、実績で計算されるわけですから、目算が合わなかったとか、そういった意味ではなく、あくまでも補助の申請者の実績で数字は当然変わってくるものと思います。

○3番（真貝政昭君） また1つずつ聞きます。

まず、住宅リフォーム等支援補助金は、5件だったということですか。住宅リフォーム等支援補助金の件数ですね、5件ということですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 住宅リフォーム支援補助、これにつきましては14件ありました。14件です。その下の住宅支援補助金は2件です。それと、一番下の共同住宅の家賃支援補助金は1件です。

○3番（真貝政昭君） それと、住宅リフォームについては、経済波及効果を期待して着手された事業です。町からの補助金はこれだけですが、実際に申請された工事額というのがそちらのほうで把握していると思うのですが、合計でどれくらいになりますか。それが経済波及効果という

ことになりますけれども。

○建設水道課長（高野龍治君） 総工事費で2,600万余りです。

○3番（真貝政昭君） 他町村も地元の町内の企業を活性化させるということで経済波及効果を狙って住宅リフォームやっていますけれども、その町村の自治体の住宅リフォームにかかる投資の額と、それから経済波及効果というのは比較はされていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 比較しておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款消防費、136ページから139ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、140ページから165ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 153ページの教育振興費で19節の負担金、補助金及び交付金の中で札幌地区の吹奏コンクールの参加費1万2,000円ありますけれども、この参加費というのは全道大会に参加ということとは違うのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） ただいま質問ありました参加負担金につきましては、後志大会とかありませんので、札幌地区の参加の負担金です。

○6番（高野俊和君） 全道大会とは違うみたいですが、決算と少し離れるかもしれないのですが、古平中学校は多分チーム編成単独でやっていると思うのですが、吹奏楽の場合人数によって編成がA、B、Cと分けられると思うのですが、古平中学校は何編成かわかりますか。

○教育次長（本間克昭君） 古平中学校につきましてはC編成です。一番小さい編成です。

○6番（高野俊和君） 大変だと思いますけれども、30年度は何賞だったかわかりますか。

○教育次長（本間克昭君） たしか記憶では銅賞だったと思います。一番下の賞だったと思います。

○6番（高野俊和君） 数少なかつたのですけれども、割合まとまっているなという印象でしたので、頑張ってほしいです。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 1点だけちょっとお願いします。

143ページの負担金補助及び交付金の中で、高等学校の生徒の遠距離通学費補助金と載っておりますけれども、これは何名で、どこの町に何名、どこの町に何名とわかったら教えてください。

○教育次長（本間克昭君） 通学費補助金につきましては、30年度、余市町5名、それと小樽市が37名となっております。

○3番（真貝政昭君） 157ページの社会教育関係団体助成金が出ていますけれども、加盟団体数わかりますか。

○教育次長（本間克昭君） 社会教育加盟団体なのですが、4団体となっております。

○3番（真貝政昭君） 159ページの社会体育団体助成金のところですが、ここは何団体になりますか、平成30年で。

○教育次長（本間克昭君） 8団体となっております。8団体です。8です。  
（何事か言う者あり）

○教育次長（本間克昭君） はい。

○3番（真貝政昭君） 社会教育団体のほうの状況はわからないのですが、体連のほうのこの団体助成金の割り振りは平たく言えばつかみ金を与えられて、団体数で、いろんな要件を加味して、団体で分け合うという形をとっているのですが、社会教育関係の団体も同じようなやり方で助成金を割り振りしているのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 社会教育団体につきましては、文化団体連絡協議会、PTA、それと少年団本部、生涯学習推進協議会、それぞれに当初から割り当てている金額の合計が社会教育団体補助金となっております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、それぞれの団体に直接というのではなくて、その大もとになる団体2つにやる、そこがいろいろと分けるということなのではないでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 社会体育団体につきましては配分された金額を分けるのですが、社会教育関係団体につきましては予算当初からそれぞれの団体の金額を定めています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、166ページから171ページまで一括で質疑を許します。

○4番（寶福勝哉君） 167ページの13節の委託料の給水所等運營業務委託料の内容、ちょっとわかる範囲でいいので、お伝えいただければと思います。

○建設水道課長（高野龍治君） 断水の際に給水箇所を設けました。その関係で、水道の日水協という団体あるのですが、そこに支援をいただいた費用でございます。支援いただいた団体が札幌市、千歳市、小樽市、余市町、それと積丹町と開発局です。その費用でございます。

○9番（工藤澄男君） 167ページの13節委託料の中に受水槽清掃業務委託料とありますけれども、この受水槽というのはどこにあるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） この受水槽につきましては、ほほえみくらすの受水槽の清掃にかかった経費でございます。

○9番（工藤澄男君） その下の22節に補償補填及び賠償金とありますけれども、断水事故賠償金

というのは、これはどこへ払ったものなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この断水事故賠償金3万2,454円につきましては、個人住宅の水道が断水したことで下水道、水洗使っている住宅で水が流れなくなったと。本管ですね。本管が水流れなくなったことで、水がとまってしまったことで本管が詰まりまして、個人住宅の水洗便所とか排水がちょっとあふれたと。その清掃費用でございます。

○9番（工藤澄男君） それは、何件ぐらいあったのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 2件でございます。

○3番（真貝政昭君） 委託料の先ほどの質問あったところですけども、公共団体の支援を受ける際の費用というのはこういう形で請求されるのだなというのはわかりましたけれども、具体的に人件費だとか、それからガソリン代だとかいろんな費用がありますけれども、そういうのは決まっているものなのですか、請求費目というのは。

○建設水道課長（高野龍治君） 公共団体に関しましては、日水協という協会がございまして、こういった断水とかさまざま災害起きたときに支援する体制が整っております。それについて実費費用を請求するということになっておりますので、内容としては給水袋がほとんどこのうちの大部分を占めております。あとは、人件費とかガソリン代とか、そういった費用でございます。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、関連するのかもしれませんが、例えば胆振のああいう災害があって、古平町からも派遣しましたよね。ああいうのも今回のこういう支援の対象になるようなものなのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） こちらから要請すれば対象にはなります。ただし、日水協を通して要請しますと、規約に基づいてこういったもの請求するということになっているものですから、金額は発生します。

○3番（真貝政昭君） それから、この古平町の断水に当たって各自治体から支援受けて、その際、水の配給の際、ビニールの袋を使って、他町村の使って、各世帯恩恵を受けたわけですけども、話題になったのは古平町のものなかったということで、一体どうなったのだろうと、どうなっているのだろうと、そういう指摘を受けているのです。この点については、その後どのように処分されていますか。

○総務課長（松尾貴光君） 給水袋につきましては、防災備品ということで今回3,000枚整備をして備蓄しております。

○6番（高野俊和君） 167ページの、さっき補償の問題なのですが、22の補償費補填及び賠償金なのですが、この温泉休業補償金って多分これ指定管理に払ったものだと思うのですが、それで間違いはないですか。

○産業課長（細川正善君） 断水の期間中営業できませんでしたので、そのときの補填ということで指定管理者に支払っております。

○6番（高野俊和君） よくわかりませんが、この指定管理をそこに委託するときこういう事故などがあった場合にはそういう補償しますよという、そういう契約のものなのか、それとも指定管理というのはこういうことが起きた場合には町で負担するのは当然のものなのか、どうなの

でしょう。

○産業課長（細川正善君） 今回のケースは、指定管理をやってもらうときに基本協定書というものの結んでいるのですけれども、その基本協定書の中に不可抗力によって発生した費用については協議するというようになっておりまして、断水を不可抗力ということで今回は判断して、払っております。

○6番（高野俊和君） 協定書はあるということは知っていますけれども、協定書の中で協議した結果、今回は古平町のほうで払うという、そういう結論を出したということですね。

○産業課長（細川正善君） そのとおりです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に14款職員給与費、15款予備費、172ページから175ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは、続きまして一般会計歳入の質疑を行います。18ページから19ページ、1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○10番（堀 清君） 説明資料のほうの15ページ、不納欠損の状況なのですけれども、今回この金額が全部で180万くらい計上しているのですけれども、これは前年度も該当になった方というのは当然いると思うのですけれども、去年の、30年度の場合の細かい状況をお知らせください。

○町民課長（五十嵐満美君） 不納欠損の内訳でございますが、29年度と重複されている方ということで、町民税に関しては不納欠損額71万426円の20名と書いてございます。29年度と重複されている方は6名おりました。固定資産税、42人の79万9,820円、同じく重複されている方は31名おりました。都市計画税、同じく重複されている方25名です。

以上です。

○建設水道課長（高野龍治君） 公営住宅の5件、17万7,400円のうち昨年と重複されている方が4名でございます。

○10番（堀 清君） このことは毎年のように言っているのですけれども、結構そういう面では、私が議員になってからも結構なるのですけれども、その当時から見たら本当に金額が下がっていますので、現場のほうの徴収という面では町民もそれに対してやっぱり税金を支払うのだという、そういう考えで行動とっていると思うのですけれども、当初からの徴収としては改善になったのかなと思っております。

それとあと、広域に対してどうしても徴収できないものを町側のほうから頼んでいると思うのですけれども、そっち側のほう、ちょっと細かい内容を説明してもらえれば。

○町民課長（五十嵐満美君） 平成30年度、広域連合に引き継いでいる件数、人数としては18名の方です。引き継ぎ額は1,726万円ほど、30年度、1年間の収入額はそれに対して1,024万円ほどです。収入率としましては59.36%となっております。

○10番（堀 清君） 回収率が60%に近いのですが、そういう中で本当に現場のほうは頑張っているのかなと思っております。そういう中で、広域にやっぱり頼まなければだめだというような形のを極力少なくして、現場のほうもしっかりとした徴収をしてもらいたいと思います。以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20ページ、21ページ、3款利子割交付金から9款地方交付税まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 地方消費税交付金ですが、節のほう、備考のほうで2つに色分けされています。それで、使い道なのですが、それぞれ説明をしてください。

○総務課長（松尾貴光君） 一般財源でございますので、特定財源でございませんので、使途はございません。

○3番（真貝政昭君） こういうふうに説明すればいいのではないですか。地方消費税交付金の三千三百幾らというやつは、この項目ができたいきさつからすると自治体も消費税を払っているから、その分よこせというのでスタートしたように思うのです。それから、下のほうの地方消費税交付金は社会保障財源分というふうに色分けされているので、名目上社会保障に使いなさいと。消費税のスタートラインは福祉のためというのがあって、建前上はこのように色分けされた。実際は、今説明されたように一般財源として特定されたものではないから、一般財源というような言い方をすると、そういう説明のほうがわかりやすいのかなと思いますけれども、違いますか。

○総務課長（松尾貴光君） 重ねての質問でございますが、地方消費税は一般財源でございますので、一般財源でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） それでは、ないようですので、次に22ページから25ページまで、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を許します。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 25ページの河川使用料で流水占用料というのがあります。この説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） これにつきましては、チョペタン川からちょっと取水している方がいらっしやいまして、その取水に伴う占用料でございます。

○3番（真貝政昭君） 養殖場ですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 養殖でございます。

○3番（真貝政昭君） この流水占用料の減免規定というのはありましたか。

○建設水道課長（高野龍治君） 減免規定はありまして、10分の9ということになっております。

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） 10分の9。90%。本来の90%ということです。

○3番（真貝政昭君） これは、減免された額が決算に出ているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 減免された額です。

○3番（真貝政昭君） 上の道路橋梁使用料について説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） 内訳としまして、北電柱の占用です。電柱です。北電柱の占用で北電さんから16万9,000円、それとN T Tの電柱24万1,000円、それと北海道総合通信網という会社ですけれども、これも電柱の占用で1,500円ほど、それと露天商、秋祭りの道路使用の関係が1,200円ほど、それとN T Tのタウンページ、これは広告の関係、電柱にしているものですが、それが700円ほど、それと工事に伴う道路の占用がございましたので、それが4万5,000円ほどあります。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に26ページから37ページまで、13款国庫支出金から14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 29ページの下段、一番下です。国民年金事務費交付金が出ています。これ保険料取り扱い等にかかわる収入だと思います。先ほど拒否されましたけれども、国民年金の保険料の納付率にかかわってくると思いますけれども、説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 国民年金事務費交付金ですが、委員おっしゃるとおり年金の事務にかかわるものです。保険料の収納というより国民年金窓口での業務に関する事務費で、人件費と物件費ですね、システム改修費も30年度は含んでおります。固定されている協力連携分ということで、こちらシステム改修費として入ってきているものです。収納率については、現在資料を持ち合わせておりません。

○3番（真貝政昭君） 一応この歳入が収納率等にかかわるものでもあるのでしょうか。資料持ち合わせていないけれども、わかるということですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 国民年金事務費交付金については、収納率にかかわりません。かかった経費、人件費、物件費に対して入ってくるものです。収納率に関しては別に資料がございますので、提示しようと思えば何かの形で提示はできます。

○3番（真貝政昭君） それについては、年金機構から町のほうに資料として出てくるということですね。わかりました。

○4番（寶福勝哉君） 35ページが一番下になります。スポーツクラブの運営事業分の補助金についてなのですが、この補助金というのは今後もずっと続くものなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 3年が限度で、30年度が1年目でございます。

○4番（寶福勝哉君） では、それ以降町のほうで持続するのは難しいというお考えなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 補助金切れた後に継続するかどうかについては効果、それとかかる経費等を勘案してこれから検討しなければならないと考えております。

○4番（寶福勝哉君） この事業なのですが、先日私ちょっと拝見させていただいたのですが、小さい子供たちが非常に生き生きとして伸び伸び活動しているなど感じて、とてもよい

事業だと思っています。未来を考えて、こういった子供たちに対してのスポーツクラブだとか古平ないものなので、ぜひとも持続していけるようお願いしたいです。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページから45ページまで、15款財産収入から19款諸収入までの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 39ページの不動産売払収入について説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） この部分につきましては、旧北海信用金庫の売払収入でございます。

○3番（真貝政昭君） これは、信金から購入した額と同額ですか。

○総務課長（松尾貴光君） 北海信金から購入した金額に売却額の算定に当たり1年間減価償却をした金額で売り払いをしております。

○3番（真貝政昭君） 何掛けになりますか。

○総務課長（松尾貴光君） 詳細な資料持ち合わせておりませんが、通常の減価償却の比率の非木造の事務所の減価償却率で1年間償却しております。

○3番（真貝政昭君） 1年経過したらどれくらい下がるものでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） おおよそ四、五十万だったと記憶しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20款町債、46ページ、47ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 47ページの水産業債、浅海資源保護事業債の使い道です。説明願います。

（「答弁調整よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○産業課長（細川正善君） 浅海資源保護事業債、これの宛先、充当先なのですけれども、これ歳出のほう、6款のほうに水産振興費だったかな。水産業振興費です。その中に漁協の浅海部会が夜パトロールしています。それが浅海資源保護事業で、それに対して補助金を出しているのですけれども、その補助金の財源として過疎のソフトを260万充てております。

○3番（真貝政昭君） 浅海関係の国、道からの助成といいますか、支援というのは、ほかにはないのですか。

○産業課長（細川正善君） ちょっと聞かれていることと外れるかもしれないのですが、まずこれ

は古平町の浅海部会が単独で行っている密漁パトロールの事業ですので、国とか道とかからの補助はありません。それで、この過疎債のソフト事業を充てているところであります。

○3番（真貝政昭君） 直接海に投資するものではなくて、密猟防止ですから、ちょっと異質なものになると思います。過去3カ年、あるいは5カ年で実際に海に投資する浅海の関係ですけれども、その実績というか、海にかける投資というのはこれくらいでしたっけ。

○委員長（岩間修身君） 真貝委員、これ地方債で最後に……  
(何事か言う者あり)

○委員長（岩間修身君） 真貝委員、今この中にございませんので、休憩してやるのであれば休憩してやりますが。

(何事か言う者あり)

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時57分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。218ページから235ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。248ページから261ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の138ページを見えています。被保険者数が75歳以上749名、約750名となっていますけれども、10月から低所得者向けの軽減の特例措置が撤廃されて、保険料がはね上がるというふうに言われているのですけれども、対象者はこの749人のうちどれくらいの人数になりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 特例措置というのがちょっと何のことかわからないのですけれども、消費税上がることによって保険料が上がるということは今のところ何も通知とかも来ておりません。

○3番（真貝政昭君） 特例措置の撤廃というのは、これ社会常識になって、決まっていることな

ので、実際にそういう状況になります。聞きますけれども、軽減の割合によりますよね。3割、7割、9割と。どこでもそうでしょうけれども、古平町の軽減の割合は何割、何割という、ちょっと具体的に説明してくれませんか。その軽減されている対象の人数というのはわかりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 保険料の軽減についてですけれども、8.5割軽減、8割軽減、5割軽減、2割軽減とあります。それぞれの軽減の世帯数、人数については詳細な資料持ち合わせておりません。

○3番（真貝政昭君） 役場庁舎であれば持ってこいとすぐ言えるのですけれども、そういうわけにいかないの、ここでは聞きませんけれども、具体的な人数を後ほどお知らせください。

それと、特例措置の撤廃というのは、これはもう決まっていることなので、それについての影響も出てきますので。その保険料は年金から天引きになりますので、直接町のほうを通さない形になりますので、そこら辺の影響額も知りたいので、正確なところを後ほどお知らせください。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。274ページから291ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 285ページの15の工事請負費ですけれども、ここに配水管の布設がえ工事請負費がありますけれども、この布設がえというのはたしか何年周期があったと思うのですけれども、平成30年度終わりました、あと周期としては何年残っているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この配水管布設がえ、更新工事ですけれども、今年度、令和元年度で一応計画は終了する予定でございます。

○6番（高野俊和君） たしか更新ということを考えれば30年、40年近くもつという話でありましたけれども、令和元年度で終わってからその後またこの布設がえ工事というのは新しい周期でやるということは出てくるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今年度で一応終了しまして、その後改めて浄水場とポンプ場の機械と電気設備の更新を令和七、八年ぐらいからちょっと予定しておりまして、その間に更新、配水管の管路、早急にしなければならぬところとかさまざま検討した上で、いつから始めるかというのはそのときに改めて検討したいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の151ページです。中段あたりに水道料金の減免件数が載っていますけれども、申請主義なので、結果はこれなのですけれども、独居世帯、母子世帯、身体障害者世帯というのは実際には何件町内にあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） その総数は押さえておりません。

○3番（真貝政昭君） 大体安くなるというのがどれくらい普及しているかというのを把握するのに申請されたものしか扱わないという考え方ではなくて、そういう制度があるのですから、広く恩恵をこうむってもらうという立場に立てば、町民課と連動して調べられるはずなのです。町民課のほ

うでは、どういうふうはこの件について押さえると思いますか。この場でわかるものであれば、町内の母子世帯、それから水道の減免になる年齢制限もあると思いますけれども、独居世帯、身体障害者世帯、どのような数字になっていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） ひとり親の件数としては押さえております。ひとり親でいうと22件あります。ただ、世帯となると、世帯の中にひとり親ではある……ちょっとひとり親の受給者証を受給しているひとり親については22人、障害者の世帯としては押さえていません。手帳の交付として押さえているのですが、今ちょっと手持ちに資料がありません。

○3番（真貝政昭君） 独居世帯の年齢制限は何歳以上でしたっけ。

○建設水道課長（高野龍治君） 70歳以上です。

○3番（真貝政昭君） 町民課のほうの押さえは、後期高齢の75歳以上、それから前期高齢者になるのですか、70歳から74歳までというあれになりますけれども、70歳以上というのは押さえられませんよね。その独居世帯です。

○町民課長（五十嵐満美君） 押さえることはできます。計算すればできますので、世帯数としては今は出せませんが、出すことはできます。

○3番（真貝政昭君） これは制度としてあるわけですから、町長が指示すれば簡単に出てくる数字なので、課のほうからお諮りをして数字として出せるように努力してください。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。304ページから319ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成30年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。332ページから349ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決をいたします。これから平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました平成30年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時14分